参考様式第５－１号

日産発第260号
令和8年8月31日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

日高市長　谷ケ﨑　照　雄

市町村名 （市町村コード）	日高市 242
地域名 （地域内農業集落名）	高萩地区 （駒寺、栄新田、森高、新宿、高萩1、高萩2、高萩3、下高萩、下大谷沢、大谷沢、高富、田木、馬引沢、中沢、向郷、女影上組、女影本村、女影北口、旭ケ丘）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和８年８月３１日（2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

市の中心部から東に位置し、小畔川及び南小畔川を有する平坦な地域であり、一部ではほ場整備が行われ、大区画化が図られている。しかしながら、地域の担い手となりうる農業者においても、小規模な農地を複数筆合わせて耕作をしている状況である。担い手も不足しており、農用地の利用集積を推進するとともに、担い手を確保する方策が必要である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

米や露地野菜、特産品であるうど、ブルーベリー、茶及び栗が盛んに栽培されている。今後も農地として保全し、効率的な利用を促進する。
また、担い手確保のため、市内外への情報発信を行っていく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	548.2　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	531.1　ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

●区域内の市街化調整区域の農用地
●以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、(令和8年8月31日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
・日高市大字下大谷沢字五反田12番2　0.7㎡　地図No1
・日高市大字下大谷沢字五反田12番3　2.4㎡　地図No1
・日高市大字下大谷沢字五反田13番1　644㎡　地図No1
・日高市大字下大谷沢字五反田13番4　241㎡　地図No1
・日高市大字下大谷沢字五反田17番1　858㎡　地図No1
・日高市大字下大谷沢字五反田17番3　249㎡　地図No1
・日高市大字下大谷沢字五反田17番4　309㎡　地図No1
・日高市大字下大谷沢字五反田17番5　7.95㎡　地図No1

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農業委員会及び農協等の関係機関と連携及び調整し、担い手への集積を中心に、農地の出し手と受け手の意向をマッチングする機会を設ける。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地利用が途絶えそうな農地について、農業委員会及び農協と調整し、農地中間管理機構を活用し、担い手へ集積していく。
（3）基盤整備事業への取組方針
農用地の利用集積を推進し、生産性の高い農業の確立のための整備に努める。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地情報の発信や農業者および新規就農者への支援を行い、地域内外からに新たな経営体の参入を図る。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

地図No1

S=1:1000

